

「太陽光発電の余剰電力買取制度」 平成23年度の購入料金単価と受給契約手続きについて

（平成23年4月1日～平成24年3月31日お申込み分）

平成23年4月1日以降に新たに余剰電力受給契約をお申込みされるお客さまにつきましては、国の設備認定（RPS認定）（注）等の内容により、適用される購入料金単価が異なります。

（注）「国の設備認定（RPS認定）」とは、発電設備、発電方法が、国の定めた基準に適合している旨の国の認定をいいます。

1 購入料金単価（注1）

（受給電力量1kWhあたり、消費税等相当額含む）

	非住宅用（高圧以上供給） 住宅用（低圧供給）で太陽光発電設備10kW以上	
	要件を満たす場合（注2）	要件を満たさない場合
太陽光発電設備単独	40円	24円
他自家発電設備等併設（注3）	32円	20円

（注1）平成23年4月1日から平成24年3月31日までに新たに余剰電力受給契約のお申込みを受け、原則として平成24年6月30日までに受給を開始した場合に適用いたします。

（注2）「要件」とは、「国から新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金を受給していないことおよび平成23年度中に当該太陽光発電設備が新たに設置されたことを、国の設備認定（RPS認定）等により当社が確認できること」をいいます。

（注3）「他自家発電設備等併設」とは、「太陽光発電設備以外の自家発電設備等（家庭用燃料電池、ガスエンジン、蓄電池等）を併設されている場合で、かつ、当該発電設備で発電された電気の当社系統への逆潮流は発生しないものの、当該発電設備の併設によって太陽光発電設備で発電された電気の当社系統への逆潮流が増加し得る場合」をいいます。

2 「要件を満たす場合」の単価（40円/kWhまたは32円/kWh）を希望される場合の手続き

（1）余剰電力受給契約のお申込みの際に、申込書と合わせて設備認定通知書をご提出下さい。

やむを得ず、設備認定通知書の提出が余剰電力購入開始後となる場合、購入料金単価は、提出までは24円(20円)/kWh、提出後は40円(32円)/kWhといたします。（「3 お申込手続のイメージ」を参照）

（2）設備認定につきましては、お客さままでご申請下さい。

申請書類：新エネルギー等発電設備認定申請書（新たに設備認定を受ける場合）
添付書類〔構造図、配線図等、連絡票、申請設備の設置日等を証明する書面（工事完了証明書、施行証明書等）〕

提出窓口：九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

〒812-8546
福岡市博多区博多駅東2丁目11-1 福岡合同庁舎（本館7階）
TEL：092-482-5473～75、5498

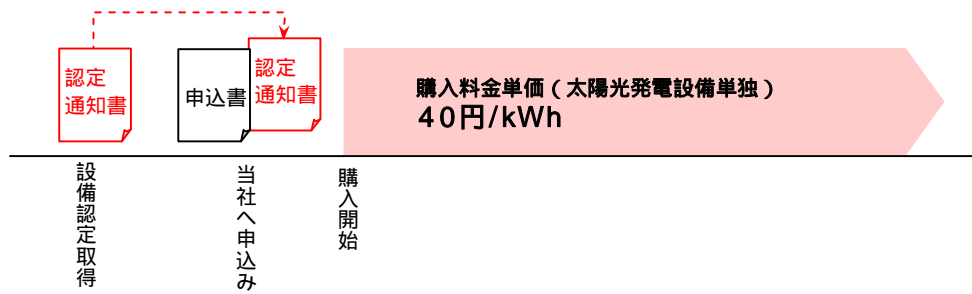
標準的な所要期間：申請書に遺漏がない場合、1～2週間程度

申請書類のダウンロードや制度詳細については資源エネルギー庁RPS法ホームページをご覧ください。
<http://www.rps.go.jp/RPS/new-contents/top/main.html>

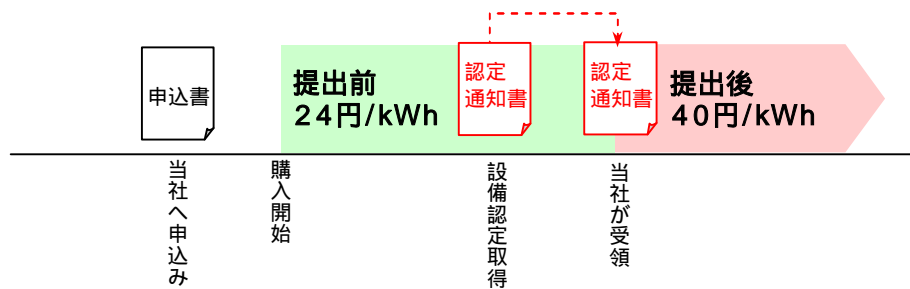
3 お申込手続きのイメージ

【要件を満たす場合】

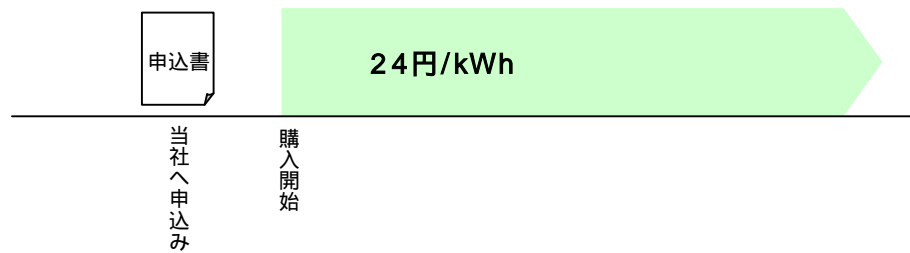
申込時に設備認定通知書を提出



やむを得ず、購入開始後に設備認定通知書を提出



【要件を満たさない場合】

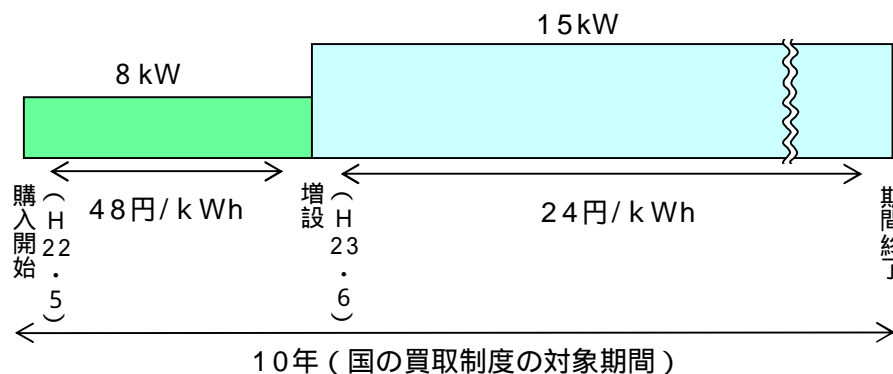


【よくあるご質問】

Q 平成 22 年 5 月に 8 kW の太陽光発電設備を設置し、48 円/kWh で販売しているが、平成 23 年 6 月に設備を増設して 15 kW になった場合、増設後の購入料金単価はどのようなのか？

A 24 円/kWh となります。

- ・ 購入開始年度（平成 22 年度）の 10 kW 以上の購入料金単価になります。
- ・ 増設した年度（平成 23 年度）の購入料金単価 40 円/kWh は、適用されません。



国の買取制度の対象期間終了後は、当社が定める単価が適用されます。